

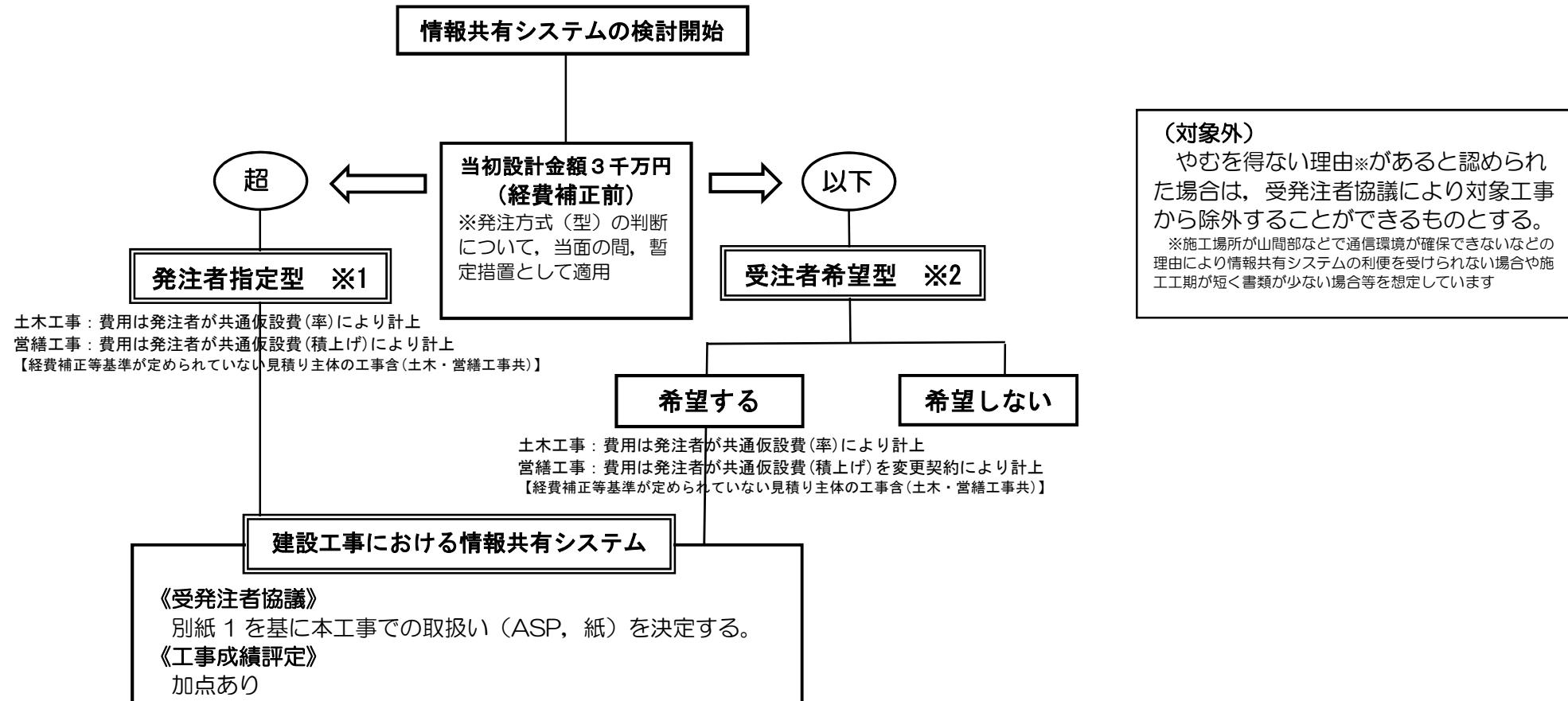
令和8年度 ひたちなか市が発注する建設工事における情報共有システムの導入について

【目的】

ひたちなか市は、建設現場の働き方改革、生産性向上に資する取組みとして、令和8年4月に「ひたちなか市が発注する建設工事における情報共有システム実施要領」を制定しました。

公共工事において情報通信技術を活用し、受発注間など異なる組織間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現する目的として、情報共有システム（ASP方式）の活用を実施するものである。

【建設工事における情報共有システムのフロー】



※1（発注者指定型）

- ・当初設計の時点で情報共有システムに係る共通仮設費を計上。最終的に情報共有システムを実施しなかった場合は、営繕工事のみ変更契約により同システムに係る共通仮設費(積上げ)を減額。（土木工事（小規模工事含）は、同システムの実施にかかわらず、変更契約による共通仮設費(率)の変更は行いません。）

※2（受注者希望型）

- ・当初設計の時点では営繕工事のみ情報共有システムに係る共通仮設費(積上げ)は計上しない。最終的に情報共有システムを実施した場合は、営繕工事のみ変更契約により同システムに係る共通仮設費(積上げ)を増額。（土木工事（小規模工事含）は、同システムの実施にかかわらず、変更契約による共通仮設費(率)の変更は行いません。）
- ・特命随意契約を行う場合、当初の設計金額にかかわらず、発注前に受発注者間で協議を行ったうえで、「要領第3条第1項（1）」の規定に基づき発注する工事（発注者指定型の工事）とすることができます。